令和７年第２回広野町議会臨時会会議録目次

第１日　　４月２５日（金曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○議案第２４号　専決処分の報告及びその承認について …… 3
○議案第２５号　専決処分の報告及びその承認について …… 4
○議案第２６号　財産の取得について …… 5
○議案第２７号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第１号） …… １０
○議案第２８号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについて …… １５
○閉会の宣告 …… ２１
○署名 …… ２３

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第　1　号)

令和７年第２回広野町議会臨時会会議録（第１日）

令和７年４月２５日（金曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議案第２４号　専決処分の報告及びその承認について
日程第　４　議案第２５号　専決処分の報告及びその承認について
日程第　５　議案第２６号　財産の取得について
日程第　６　議案第２７号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第１号）
日程第　７　議案第２８号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○出席議員（７名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君		

○欠席議員（１名）

８番　門馬　まりえ　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君	
副町長	杉浦孝幸	君	
教育長	根本良政	君	
参事兼総務課長	飯島洋一	君	
参事兼復興企画課長	加賀博行	君	
産業振興課長	黒田泰将	君	
建設課長	松本周次	君	
参事兼環境防災課長	佐藤尚文	君	
健康福祉課長	金子一隆	君	

こども家庭課長	北	郷		功	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は７名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第２回広野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

７番　遠　藤　　浩　君

１番　西　本　久　雄　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日１日と決しました。

今期臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○議案第２４号　専決処分の報告及びその承認について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第24号　専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　皆さん、おはようございます。本日第２回広野町議会臨時会を招集申し上げ

ましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、御礼申し上げます。本日の議案は、急施を要する案件についてご審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第24号の提案理由を申し上げます。本案につきましては、地方税法等を改正する法律が令和７年３月31日付で公布され、４月１日から施行されることから、広野町税条例について所要の改正が必要となり、３月31日付で専決処分をいたしましたので、ご承認いただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと１点だけ。この説明資料の第34条の２で、特定親族特別控除というか、これは例えば広野町だと何人というか、何世帯とか、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま手元にその資料がありませんので、後ほどお示ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第24号　専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。

○議案第２５号　専決処分の報告及びその承認について

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第25号　専決処分の報告及びその承認についてを議題といた

します。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第25号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法等を改正する法律が令和７年３月31日付で公布され、４月１日から施行されることから、広野町国民健康保険税条例について所要の改正が必要となり、３月31日付で専決処分をいたしましたので、ご承認いただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第25号　専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

○議案第２６号　財産の取得について

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第26号　財産の取得についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第26号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、災害対応に係る財産を取得したいので、これに伴う契約を一般社団法人助けあいジャパンと締結し、当該財産を取得いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、環境防災課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、この災害派遣トイレネットワーク、こちらは維持費というか、年会費とか、そういったものはかかるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

助けあいジャパンに関する年間会費とかは発生いたしません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。

それでは、もう一点。先ほど準中型免許ということでしたが、これ災害派遣トイレネットワークを加味すると、今職員の方の中でそういった免許をそのときに派遣できるような所持者は何名ぐらいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

人数までは把握できておりませんが、平成29年３月12日以降取得の準中型免許となりますので、それ以前に取得していた普通免許取得者については運転できるようになります。ですので、30代ぐらいの方については運転できない方がいるかと思っております。後ほど人数についてご報告いたします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　恐らくそうかなとは思っています。30代後半以上の方は、普通に免許を持っていれば中型も取得していると思うのですが、今後トイレカー、これを維持していく中で、今現状は中型免許を取得しないといけないと思うのです。なので、今後職員の方どんどん年齢を重ね、世代交代していく中で、そういったところもサポートというか、中型免許の取得というところも今後の費用の一部として見ていかなければいけないのかなと僕は思います。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、職員の中でそういった自動車を運転できない部分については、今後の業務に支障が出るかと思います。今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　３点ほど質問します。

まず、１点目はこの一般社団法人の助けあいジャパン、これは町としてどのようにして分かったのかちょっと伺います。

それから、２点目はこの助けあいジャパンから、ここと契約したということなのですけれども、もともとこの一般社団法人をインターネットとか見ると、車を運転するというような、こういった業務はしていないと思うのですけれども、今回確かに全国ネットワークからこの会社が中心になっているかと思いますけれども、この金額に関して2,647万5,900円って高額ですよね。この金額が例えば私どもが自分の車を買うときにはいろいろメーカーとか、値段とか、燃費とか、能力とか、あとはいろんなアフターサービスとか、いろいろ検討して買うわけです。ところが、ここ１者で見積りを徴収したということですと、その辺の金額の判断をどのようにしてこの金額が妥当なのかって、我々ここに提示されても何かいまいちどうやったらいいのかなって分からないのですけれども、町としてこの金額がどういう根拠で妥当だというのか、ちょっと分かれば教えてもらいたい。

それから、もう一つはこのモビリティートイレ、助けあいジャパンでは31自治体ということなのですけれども、この自治体というか、福島県では何自治体で、それから例えば双葉郡では何町村が所有しているのか、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

助けあいジャパンについて、どうやって分かったかという１点目でございます。こちらにつきましては、昨年の石川県能登半島地震におきまして棚倉町がトイレトラックを派遣しております。そちらの記事を見まして、私どものほうでもそういったことができないか、そういうことで調べたところ、一般社団法人助けあいジャパンがそういったネットワークで行っているということを確認したところでございます。何かあったときに１台のトイレトラックだけでは対応できないということが考えられます。全国の自治体で助け合いながら、避難所の運営をできたらということでのことでございます。

続きまして、助けあいジャパンとの金額に関しての妥当性というところでございますが、こちらにつきましては妥当性の把握という部分ではできていないところは事実でございます。助けあいジャパンの事業に参加したいというところで見積りをいただいているというところでございます。

続きまして、31自治体のうち加入状況でございますが、福島県内におきましては先ほどお話ししました棚倉町が加入しております。双葉郡内では、加入している自治体はございません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。金額に関しては、例えば今福島県だと棚倉町だけみたいなのですけれども、どのくらいの金額だったかちょっと聞いてもらいたいなと思いますし、あと先ほどの説明で緊急時の災害用に使うのが多分原則なのですけれども、そのほかに前の説明ではいろんなイベントのときとか使うということを言っていましたけれども、例えば今年度、令和７年度に緊急災害以外に……今年の12月から入ってくるから今年度は使えないのですか。ちょっと失礼しました。具体的にそういう緊急時以外に町の町民に、緊急時といったらなかなかあっても町民の方って分からないですよね。そういうイベントとか何かで示されれば、ああ、こういうものかというふうに分かるのですけれども、その辺の何か機会があれば、購入したら分かるようにしてもらったらいいのかなということです。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

住民への事業の周知という部分もございますので、地震、津波避難訓練やそういったイベントの際にはお披露目したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、利用方法についてちょっと２点ほどお伺いしたいのですが、まず１点目の１ページの下段頃にタンクの容量、汚物タンクは1,000リッター、いわゆる１トン、これがこの下の使用回数というと950回から1,300回の使用があるとちょうど満杯になると、この汚物タンクが。そうすると、この②の中で排水ということでバキュームカーでくみ取って排水溝へ流すというようなことなのですが、これはバキュームカーというのは、今言う民間あたりでやっているバキュームカーで吸い込んで、そして浄化槽あたりにだっと流せばそれで済むようになるのか、その辺のところちょっと疑問、分からないので。

あと、もう一点は、これはあくまでも自動車なので、２年に１回いわゆる車検も受けるのでしょうけれども、このトイレ室のところは、これは使用した後に、いろいろイベントの後にこれらを掃除するに当たっては、結局民間の手で掃除しなければ駄目なのか、それとも役場の任用職員あたりが来て掃除して終わることができるのかというようなところをちょっとお聞きしたいのであります。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、排水方法でございますが、こちらにつきましてはバキュームカーでくみ取りをしてそのまま運搬してもらう方法と、排水溝へ直接下水のマンホールのほうに流し込む方法、両方使えるようになっております。状況に応じて対応していきたいと考えております。

続いて、トイレ室の清掃方法でございますが、現状のところ、そちらについて詳細な打合せはできていないところでございます。基本的には、町職員、町のほうで清掃の委託を行うか、独自で清掃するかということを今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。そうしますと、このバキュームカーというのはあくまでも民間にあるバキュームカーで吸い取るということになると、このバキュームカーに対する使用料というのはかかりますよね。その辺はどうなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

バキュームカーにつきましては、広域のほうで今収集しているバキュームカーに来ていただいて、くみ取りをするということを想定しております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちなみに、私のところのトイレは合併浄化槽なものだから、毎年ではないのですけれども、何年かに１回くみ取って、そして処理してもらう、あとは水を入れてというような方式なものだから、それには結構数万円の金かかるのです。それがこのくみ取りはかからないということなのか、それとも今後かかってくるというようなことなのか、その辺が不安をちょっと感じたものだから、質問したところであります。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そちらのくみ取りについては、お金がかかると思っております。今後補正予算等を計上しまして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけちょっと確認させてください。

災害派遣トイレネットワーク、こちらに参加するということで、この運営の仕組み、災害あった場合に駆けつけるというところで説明はあるのですけれども、主体的にどこが取り仕切って要請が来るのか、あるいは町独自で動けるのかという、その辺の仕組みのところをちょっと再度説明いた

だきたいなと思います。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

災害派遣の仕組みでございますが、こちらにつきましては一般社団法人助けあいジャパンのほうのネットワークのほうに今後加入してまいります。そちらへの加入により、災害派遣の要請があった場合には町のほうからトイレトラックを派遣する、こちらに呼ぶ場合には助けあいジャパンのほうに連絡するというような仕組みになります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。これ協定といいますか、契約というか、そういったものをきちんと結んでという形になるということでよろしいですか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そうです。協定を締結しまして、そのような形で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第26号　財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第２７号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第27号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第27号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ73万7,000円を追加いたすための提案であります。

歳出につきましては、財産管理費の増額計上及び復興事業費の予算の組替えであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金の増額計上であります。

詳細な内容につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点ほど。先ほど集会の修繕で田の神地区の屋根ということだったのですが、これは予算計上のときには分からなかったのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えいたします。

当初予算の段階では、破損のほうは生じておりませんでした。それで、３月にそういう事象が発生しまして、応急的に今ブルーシートで養生をしております。それで、急施を要するものですから、修繕料の補正予算のほうを計上させて対応していきたいということで今般計上してございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。私ちょっと懸念しているのは、今金額的には73万7,000円なのですけれども、これ要するに繰入金を使っていますよね。繰入金を歳入しているではないですか。これに関しては、今後もこういったケースが結構出てくるのか、またいろいろこれから１年間あるから分からないでしょうけれども、何か結構出てくるのかなというような予想をしているのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

財政調整基金の繰入金が今後発生するのかということでございますが、先ほどの補正予算の説明で申し上げたとおり、あくまで予算額の調整をするものです。ですから、歳出があって歳入がない場合には財政調整基金を繰り入れて対応するという形になります。仮に歳入があって歳出がない場

合は積立金で基本的には調整するというような仕組みでございますので、このような緊急的な歳入の財源を持たないような事案が発生した場合は財政調整基金の繰入金で調整していくという形になりますので、どの程度発生するかというのはちょっと分かりませんけれども、そのような対応になっていくということでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　では、もう一点だけ。先ほどこのＪＲ広野駅の件で、ＪＲのほうでちょっと間に合わないということで町発注にするということなのですけれども、これ当初予算ではＪＲに委託すると事務負担金ということで合計で２億8,544万6,000円で、今回町独自にやると２億6,255万7,000円ということで、やはり町単独でやるとこの差引きが2,288万9,000円、計算上ですよ、こういうふうになるのですけれども、これ安くなるということで理解してよろしいのでしょうか。これ当初予算と比べると。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

すみません。高木議員が今おっしゃっているのは、８ページの８款４項３目復興事業費で２億8,966万円と今回の負担金２億6,255万7,000円の差の部分で安くなっているというところのお話だったかと思うのですが、こちら予算書の表記としまして３目復興事業費のトータルが２億8,966万円でして、今回は補正額のところを見ていただくと、８ページの補正額ゼロになっております。差引きは全くございません。ゼロでして、負担金の２億6,255万7,000円のうちに今回は収まっておりまして、そこから委託料1,736万7,000円、工事費として２億4,519万円ということでございまして、予算的な上限は今回の補正ではございません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　総務費の財産管理のほうでちょっと１点だけお尋ねしたいのですが、今回は風による修繕ということで伺ったのですが、ただこれまでの過去を見ると、この集会所は年度が同じような頃に建てられたもので、ちょっと屋根を見るとどこの屋根もそろそろ修繕をしなくてはならないかなというような状況がちょっと見受けられるので、後で見てびっくりしないようにその辺調査しながら継続的に張り替えとか、そんなこともやっていく時期なのかなというふうに私なりにちょっと感じたものですから、その辺今後ともよく調べていただきながら対応していただければというふうに思ったところであります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

集会所の維持管理を徹底してやっていったらどうかということでございます。総務課のほうでは、強風が吹いた際等々においては全集会所を目視で確認して対応してきております。長寿命化も含めて、今後の運用も含めて、総体的に集会所の在り方等について検討してまいりたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　９ページの広野駅周辺整備事業ですけれども、先ほど説明の中でＪＲのほうで間に合わないというところの説明をされていたのですが、その間に合わないですという理由のほうを聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　３番、ただいまの遠藤浩議員のご質問にお答えします。

協議の段階の最初におきましては、ＪＲも令和７年度内の完了が見込めるということで、先ほどの高木議員の質問にもありましたが、18節のほうで負担金、協定工事ということで計上しておりましたが、理由といいますか、もう一度ＪＲ東日本の水戸支社のほうで工程を精査した結果、詳細までは聞いておりませんが、ちょっと年度内の完成は難しいということで、今回の補助金は年度内の完成が義務づけられているものでございまして、町として補助金を流すというのは大変もったいないことですので、ＪＲ側から町独自の工事としてということの話もありましたので、直営工事という話もありましたので、年度内ということで今回の補正予算の計上に至ったということでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。補助金といいますか、そちらの問題もありますので、確かに課長の説明のとおりなのですけれども、年度内が難しいということで期間的なものなのか、あるいはそういった資材の高騰、そういったものが理由なのかというところ、そこはちょっと把握していないということなのですが、これは数字上は変動なく工事の請負費、また委託費、そちらに振って収まっているのですけれども、今後の動向によってはこういったものも金額的には上がってくるという可能性があるかと思うのですけれども、課長はその辺どのように考えているかお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　ただいまのご質問にお答えします。

まず、すみません、ＪＲ側からの工程の見直しということで、やはり人的なものがちょっとＪＲ側も足りないというか、手配できないのかなという印象は受けております。また、工事の今回の積算につきましては、４月に提示されました単価で積算をしておりますが、また物価スライド等があ

れば、人件費等について何か足りないということは出てくるかもしれませんが、現状でいえば設計上はこの金額でいけるということにしておりますので、そこは注意深く見ながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。ＪＲ大手企業ですから、そういったところが年度内にできないというところでいくと、なかなか町独自の工事発注も厳しくなってこようかと思いますので、そこは迅速に補助のほうで動いていただいて、年度内できるような形を取っていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　ただいまのご質問にお答えします。

遠藤議員のおただしにもありましたとおり、年度内に必ず完成させるということで、町民の方も大分待っているお声も届いておりますので、しっかりその辺はやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、９ページの広野駅周辺整備事業の中の１点教えていただきたいのですが、保守点検委託料、こちらについてはＪＲの近接工事だから、ＪＲさんにお支払いする何か管理費という認識なのでしょうか。よろしいですか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ＪＲの工事ですと保安業務というものがあります、線路内に立ち入っての。そういった部分につきましての保安点検委託ということでここに上げているものです。いわゆる保安料ということでのＪＲ特有の委託の積算になっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第27号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議案第２８号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第28号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第28号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、監査委員の鯨岡公一氏が去る３月31日付をもって辞任されたことから、新たに松本正人氏を適任者と認め、監査委員に選任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

本人に係る履歴書を配付いたしたいので、許可くださるよう併せてお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　ただいま町長からの申出のありました履歴書を配付いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

それでは、配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま配付いたしました履歴書につきましては、本議案終了後に回収させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　議案終了後、配付されました履歴書を回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　この方、皆さんよく存じ上げている方でありますけれども、当然監査委員として適任だというふうに私も思っております。ただ、前任の監査委員に続いて、また職員経験者のそういった町の要職等を歴任された方でいらっしゃいますけれども、職員経験者以外にほかに選任候補としてされた方というのはいなかったのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　ただいまの遠藤浩議員のご質問にお答えいたします。

３月に前任の鯨岡監査委員がお辞めになってから今日に至るまでの任期途中で急なことだったものですから、町長をはじめ総務課長とどんな方がいいのかを検討いたしました。今ほどありましたように職員経験者の方だけでなく、まず考えたのは行政経験のある国の職員のＯＢの方とか、あるいは県職員のＯＢの方でどなたか町内にいないのかを確認したところ、なかなかいらっしゃいませんでした。一方、民間でもいろいろ会計に明るい方というのでしょうか、そういう方にも何人かお声がけしましたが、なかなかそういう方の……役場で実際には議会等にも来ていただいたりすることになったり、それで実際の自分の業務に差し障りがあったりすることから、いろいろ検討した結果、この松本正人さんにお願いすると、ご快諾をいただいたということで、本日提案するところに至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。私ども前任の監査委員の方からも辞任をする際に町のほうといいますか、町長に対しては、自分は職員経験者であるため元同僚や部下である者に対して強く指導ができない場面があったと、できれば後任となる監査委員は職員経験者でない方を選任されることを望みたいですということを指名されたというふうに聞いています。監査委員の選任について、結果的にですけれども、職員経験者、こういった方を継続して、あるいはこだわっているわけではないですけれども、選任をしたというところについて、その方しかいなかったということになるかと思うのですが、職員経験者を選任する、このことに対してちょっと見解といいますか、どういう判断の中で選任をされたのかというのをちょっと再度お聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

職員のＯＢをなぜ選任したかというふうな基本的な考え方については、先ほど副町長が答弁で申されたとおりであります。監査委員のＯＢ制限の強化ということで、地方自治法196条の中で２名以上、識見のある方、議会選出以外の監査委員については１名は必ず行政経験のない方にしなさいよというような規定がございます。当町においては、監査委員２名ということですので、そちらに当たらないのかなというふうに判断してございます。様々に民間の方というふうな、前監査委員の鯨岡氏からそういった発言があったというふうに記憶してございます。そういったことを踏まえて、先ほどの副町長の答弁のとおり、様々に民間の方でいらっしゃらないのかということで検討した経過がございますが、結果として今回松本正人氏を選任のほうで、議案のほうで上程させていただいたというところでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。なかなか承諾いただく方がいなかったというご苦労をされたのだなというのは十分理解できました。ただ、前任の監査委員も指摘しているように、職務経験者であるがゆえにといいますか、であれば町長や職員に対して、行政事情をやっぱり理解しているがゆえに、指摘の遠慮や、また指導の甘さというものが出てしまうということ、こういったものがご本人も言っていると。つまり職員経験者にこだわるわけではないです。先ほど法的にも２名のうち１人以下というところで置く分には問題はないとされてはいるのですけれども、そういった方を選任するという中においては、要は行政自らがチェック機能の低下、信用性、信頼性というものを結果として失わせるような仕組みというか、そういったものをつくり出しているのではないかというふうに感じるところがあります。当然しっかりやっていくという中で選任をされているのは重々分かっているのですけれども、とはいいながらも、やはり職員経験者の方が続いてくるとそういった疑いといいますか、信用性、信頼性というところにちょっと疑念が生まれてくるのではないかというのをどうしても危惧しているところなのですけれども、町長にその見解を伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま７番、遠藤浩議員の選任においての考え方、捉え方についてお答えをしたいと思います。

まず、今副町長並びに総務課長が答弁を申し上げたものが全てであります。監査とは、しっかりと目標に向かって目的を完結しなければなりません。そのことにおいて、監査する方と監査を受ける方と相互に真摯に信頼関係を堅持して、そして責務を果たすという行政事務執行における在り方、姿勢というものをしっかりと受け止め合っていく、そのことにおいて私は町長としてその責任を果たすという、その考えにあります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　経歴にもありますけれども、彼、令和２年から６年３月まで副町長の席におられたと思いますけれども、その際に副町長の執務室のほうで使われていた彼の椅子の形状について覚えていらっしゃるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　再度、５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　彼の副町長の執務室、執務席で彼が使っていた椅子の形状を覚えていらっしゃるかどうかお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

副町長室の執務室の椅子の形状を覚えているかというご質問でありますが、ちょっと記憶が定か

ではございません。はっきりとしておりません。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　同様の件、町長はいかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　５番、西内玄太議員のご質問にお答えいたします。

当時の松本副町長とのお話の中で、私は町長室の中で町長の椅子を使ったことはありません。ほとんどありません。そのことにおいて、交代をして使った経緯はございました。それは、副町長の椅子が使い勝手が、調子が悪いという話もあって、それで交代をして使ったときがあったと記憶いたしております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　形状は覚えていらっしゃらないということですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　形状は覚えてございません。私はそれだけでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　すみません。私も１点。今いろいろ質問あったのですけれども、今回任命された松本さんは、いろいろこの経歴を見て、行政あるいは町関係のことも十分熟知していると思うのです。私も今何人かの議員から話あったように、去年の３月まで、私辞めるときに何で辞めるのですかというような話、質問した記憶あります。そのときは、任期ですから辞めますというようなことでちょっとお伺いしたのですけれども、私なんかは監査というとやはり町の事業とか予算とか、そういったものを全体管理、まして副町長というと全体的な予算も事業も要するに管理している側ですよね。その方が１年前までやっていて、１年ちょっと過ぎるのでしょうけれども、それを立場変わったときに、町の今まで副町長としていて、ほかに職員、みんないろんな重要な課があって、その下で職員が仕事をしていました。そのときは、やっぱり１年前までは管理という面で見ていたと思うのです。ところが、１年変わって、例えば役場をある程度辞めて二、三年いろんなことを経験して違った目で見れるのならいいかなと思うのですけれども、果たして１年後に今度管理から監査という面で、そういった今までやっていた同僚ではないのですけれども、一緒にやっていた役場の職員を適切にそういったものを管理……指導まではいかないのでしょう。改善というか、そういうのが１年で本当にできるのかなと。その辺を町長としては、今後この松本正人さんに今まではこうだった、だけれども今回はこういうことで任命するのは副町長の立場ということではなくて、監査としてここを期待するのだということがあればちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

松本正人氏におかれましては、教育長、教育委員会部局、そして町全体という職責をお持ちになっております。長きにわたる取組において、広野町で生まれ、そして広野町において当時から復興事業に従事をなされておられました。この復興事業に従事なされていることは、とても知見として有益な、立派な、大きな力であるというふうに受け止めるものでございます。当時の被災されてからの復旧から復興への道のり、この苦しみを十二分に体感、捉えてこられておられます。そういったこれまでの知見、経験を監査業務を通して職員の方々に向けて、若手の職員の方々も含まれます。そういった機構改革も３度にわたり執り行ってきました。そういった新たな機構改革を経てからも、新しい組織に基づいて展望していくに当たっては、松本氏におかれましては、これまでの経験値を監査という観点から、その前提として行政……法律家、いわゆる税理士の方にも対応いただいております。また、弁護士の方にも町の業務は対応していただいております。そういった今復興の道半ばにおいて、俯瞰をして、展望をしていくに際して、これまでの様々な知見というものを、ご労苦というものを広く捉えて、そして適正な監査業務というものを履行していただきたいと、そのように期待をいたしているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　反対の立場から討論いたします。

やはり監査委員ですので、監査委員が職員経験者であれば、町長や職員に対して行政事情を理解しているがゆえに指摘の遠慮や指導の甘さが出てしまう可能性、これがあることはやはり否定できないと。また加えて、行政自ら監査委員が持つチェック機能という信頼性、それを失う仕組みをつくり出してしまうのではないかと、この危惧が払拭できませんので、今回の選任に対しては同意できず、反対するものであります。

議員各位におかれましては、前監査委員経験者の進言を受け止めてご判断をいただきますようお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案に賛成者の発言を求めます。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　私は、賛成討論いたします。

様々な考え、思いはあろうかと思いますが、この監査という道は全員で組織の中で、そして力を合わせてやっていくことであると私は感じるところでございます。前任者であろうが、前の経験者であろうが、そういうふうに感じることもあろうと思いますが、基本はどこに向かって進むのか、

これは町全体のことを考えていくとするならば、そういったような偏った考えを持って監査をする監査委員はいないと私は感じるところです。私は、そのようなことで賛成いたします。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、反対の立場から討論させていただきます。

まず初めにですが、こちらの松本氏でございますけれども、法的にも人格的にも監査として申し分ない適格な方だというふうには私も認識をするところではございますが、先ほど質疑させていただいて、皆さん覚えていらっしゃらないということではありましたけれども、当時私が職員として働いていたときに見ますと、一部彼に対して不当な取扱いが行われていたというふうに記憶をしてございます。そういった経緯もありまして、彼が監査委員として執行機関たる町長部局に対して客観的な指摘等、改善要求等できるかどうかには不安が残りますので、反対をさせていただこうと思います。議員の皆様におかれましても、一つの参考としましてご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　次に、賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで討論を終わります。

議案第28号　広野町監査委員の選任に関する同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意する皆さんの起立を求めます。

〔起立少数（賛成２名、反対４名）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立少数であります。

よって、議案第28号は不同意とされました。

○議長（渡邉正俊君）　先ほどの議案第24号において、高木議員の質疑に対しまして、後ほど報告するとの発言がありましたが、町民税務課長から報告をしたい旨の申出がありますので、これを許します。

町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　先ほどの議案第24号での質問ありました高木光雄議員からの質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず、この新たに創設された特定親族特別控除につきましては、令和７年分以後の所得税及び令和８年度分以後の住民税について適用されるものでありまして、給与所得者であれば今年の年末調整並びにそれ以外の方であれば来年の確定申告を経て判明するものでありまして、単純な19歳から23歳未満の人数につきましてはお答えできますけれども、所得となるとまたその過程を経ないと答

弁できませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　ご審議、ご議決をいただきまして、ありがとうございました。

町民の声を伺いながら、職員一同、関係機関との連携をしっかりと捉えて、要望活動等々を捉えて、前進に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。大変にお疲れさまでございました。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　これで令和７年第２回広野町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１０時２９分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　遠藤　浩

署名議員　　西本　久雄